

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置 在り方検討委員会

《第2回》

■前回の振り返り

検討委員会の目的

南島原市における児童生徒を取り巻く状況や地域の実情等を基に、南島原市立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方を検討する。

背 景

- 人口減少に伴う著しい児童生徒数の減少
- 学校施設の老朽化
- より良い学習環境の確保

適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校は、一定の規模を確保することが望ましい。

検討にあたっては

- 児童生徒の教育条件の改善**の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行う。
- 統廃合すること、**小規模校として存続させることも**、設置者である自治体が判断。

南島原市では

統廃合だけではなく、小規模校として存続させることも含め、将来にわたって本市の子ども達がより良い学習環境で学校教育を受けることができる方策を検討する。

留意事項

○子ども達を最優先に考える

○学級編制基準 単式学級及び複式学級（長崎県取扱要領）

○教科専任配置 児童生徒数により教職員の配置数が決まる

○学校規模標準 小中学校とも 12学級以上18学級以下（国の基準）

○通学距離基準 小学校4km以内 中学校6km以内（国の基準）

※通学時間は「おおむね1時間以内」を目安とする

小規模校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい	クラス替えができない 男女比の偏りが生じやすい 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
意見や感想を発表できる機会が多くなる	集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につみにくい
様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる	多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える	経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる	免許外指導の教科が生まれる可能性がある

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」抜粋

統廃合のメリット・デメリット

メリット	デメリット
複式学級の解消	個々に応じたきめ細かい指導の場面が少なくなる
多様な考え方に触れる機会が多くなり、学習課題を解決するための思考が広がる	上級生や下級生との縦の関係が薄くなる
人数が増えることにより、様々な場面で切磋琢磨できる環境が整う	校区が広がり、通学時間が長くなる
クラス替えによる学習環境、生活環境の変化に対応する力をつけることができる	—
学級数が増えることで、教職員定数が増え、教科に応じて必要な教職員を配置することができる	—

H20.2 長崎県教育委員会「公立小中学校の適正規模について」抜粋

長崎県公立小・中学校における学級編制の基準

校 種	学 級 編 制 の 区 分	1 学級の児童 又は生徒の数
小学校 義務教育学校 (前期)	○ 同学年の児童で編制する学級 ・ 第 1 学年 ・ 第 2・3・4・5・6 学年 ○ 2 の学年の児童で編制する学級 ○ 第 1 学年を含む 2 の学年の児童で編制する学級 ○ 特別支援学級	30 人 (超) 35 人 (超) 16 人 (以下) 8 人 (以下) 8 人 (以下)
中学校 義務教育学校 (後期)	○ 同学年の生徒で編制する学級 ・ 第 1 学年 ・ 第 2・3 学年 ○ 2 の学年の生徒で編制する学級 ○ 特別支援学級	35 人 (超) 40 人 (超) 8 人 (以下) 8 人 (以下)

距離の目安（国道 251 号：加津佐ー深江間 約 37 k m、約 5 0 分）



※単に距離のイメージを示すもので、将来の学校配置とは関係ありません。

小中一貫教育

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

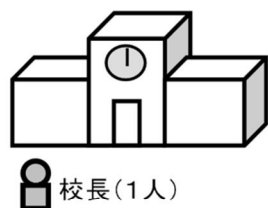
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、
一つの教職員組織

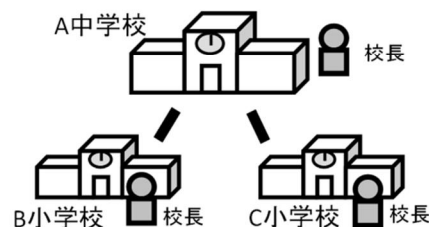
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

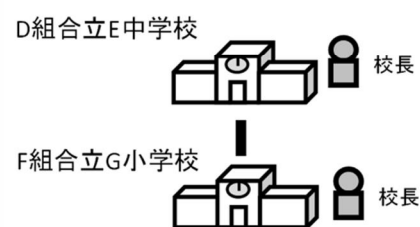
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。